



議員提出議案第 4 号

沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年6月24日提出

提出者 熊本県議会議員 鎌田 聡 

岩田 智子 

熊本県議会議長 井手順雄様

沖縄県名護市辺野古における米軍新基地建設の中止を求める意見書

沖縄県名護市の米軍基地建設をめぐる政府と沖縄県が対立している事態は、一地方の出来事として看過することはできない地方自治の根本にかかわる問題である。

沖縄県民の「辺野古新基地建設ノー」という意志は、衆参の国政選挙、補欠選挙はじめ、知事選挙や県民投票で明確に示されている。18年9月には翁長雄志知事の遺志を受け継いだ玉城デニー知事が過去最多の得票数で当選し、辺野古埋立ての賛否を問う19年2月の沖縄県民投票では反対票が投票総数の7割を超えた。

しかし、日本政府はこうした沖縄の民意に向き合おうとはせず、17年4月からは抗議する市民を暴力的に排除しながら護岸工事に着手した。沖縄県が18年8月に辺野古沿岸部の埋立承認を撤回すると、不服審査請求などの対抗措置をとって工事を再開、同12月には土砂投入まで強行した。加えて、軟弱地盤の存在で工期も工事費も見通せないばかりか、サンゴ移植など環境保全対策は全く不十分である。辺野古基地の既成事実化を図ろうとし、なりふりかまわず工事を強行しようとする安倍政権の恫喝的な対応は、県民の民意と沖縄の自治を何重にも踏みこむ暴挙であり、断じて許されない。普天間飛行場は一刻も早く閉鎖、撤去を行ない、県内への移設を断念すべきである。

地方自治体は、国家とは別の人格を持ち、中央政府とは対等の立場にあるにもかかわらず、日本政府には地方自治を尊重し対話しようとする姿勢が見られない。全国知事会は18年7月、米軍基地負担に関する提言を取りまとめ、日米地位協定の抜本的見直しや基地の整理、縮小、返還などを求めている。

よって、国会及び政府に対し、沖縄県民が平和に生きる権利を具体化するため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 辺野古新基地建設工事を直ちに中止すること。
- 2 沖縄県民の民意を踏まえ真摯な話し合いを行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 井手 順 雄

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	河野太郎様
国土交通大臣	石井啓一様
防衛大臣	岩屋毅様
内閣官房長官	菅義偉様